

(別記3)

リスク分担表

| No | 種 類 | 内 容 | 負 担 者 | |
|----|--------------------|--|-------|-------|
| | | | 県 | 指定管理者 |
| 1 | 物価変動 | 人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増 | | ○ |
| | | 施設の管理運営に著しい影響を及ぼすもの | ○ | |
| 2 | 金利変動 | 金利の変動に伴う経費の増 | | ○ |
| 3 | 周辺地域・住民及び施設利用者への対応 | 地域との協調 | | ○ |
| | | 施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応 | | ○ |
| | | 上記以外 | ○ | |
| 4 | 法令の変更 | 当該施設の管理、運営にのみ影響を及ぼす法令変更 | ○ | |
| | | 上記以外 | | ○ |
| 5 | 税制度の変更 | 当該施設の管理、運営にのみ影響を及ぼす税制変更 | ○ | |
| | | 消費税の増加、減少、廃止等に伴う委託料の増加・減少 | ○ | |
| | | 上記以外 | | ○ |
| 6 | 政治、行政的理由による事業変更 | 政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担 | ○ | |
| 7 | 不可抗力 | 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能 | ○ | |
| 8 | 書類の誤り | 仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの | ○ | |
| | | 事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの | | ○ |
| 9 | 支払い遅延 | 経費の支払い遅延（県→指定管理者）によって生じた事由 | ○ | |
| | | 経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由 | | ○ |
| 10 | 施設・設備の損傷 | 「施設の改築及び修繕等の実施区分」による | | |
| 11 | 展示物、資料等の損傷 | 管理者としての注意義務を怠ったことによるもの | | ○ |
| | | 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小破修繕で対応できるもの） | | ○ |
| | | 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外） | ○ | |
| 12 | 第三者への賠償 | 管理者としての注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えた場合 | | ○ |
| | | 上記以外の理由により第三者に損害を与えた場合 | ○ | |
| 13 | セキュリティ | 警備不備による犯罪発生 | | ○ |
| 14 | 収益の減少 | 利用者の減少に伴う指定管理者の収益の減少 | | ○ |
| 15 | 個人情報情報の漏えい | | | ○ |
| 16 | 事業終了時の費用 | 指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用 | | ○ |

(別記4)

施設の改築及び修繕等の実施区分

| 区分 | 項目 | 実施区分 | | 実施区分の考え方 |
|--------------------------------|---------------------------------------|------|-------|---|
| | | 県 | 指定管理者 | |
| 建物 | 改築又は大規模修繕 資本的支出及び見積額 100万円以上の修繕 | ○ | | 建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である県が管理すべきものであるため、必要に応じて県が行う。 |
| | 見積額100万円未満の修繕 | | ○ | 本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。 |
| 構築物 | 新設等 | | | 基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じて県と指定管理者で協議する。 |
| | 資本的支出及び見積額100万円以上の修繕 | ○ | | |
| | 見積額100万円未満の修繕 | | ○ | 本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。 |
| 機械装置 | 新設等 | | | 基本的に機械装置単独での新設等は考えていないが、必要に応じて県と指定管理者で協議する。 |
| | 資本的支出及び見積額100万円以上の修繕 | ○ | | |
| | 見積額100万円未満の修繕 | | ○ | 本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。 |
| 工具器具 備品 | 購入 | ○ | | 公の施設の維持管理として必要と認められる備品の購入は、県が実施する。 |
| | | | ○ | 営業として集客力向上のためなどに要する備品の購入は指定管理者が実施する。 |
| | 資本的支出となる修繕 | ○ | | 県の所有する備品に限る。 |
| | 上記以外の修繕 | | ○ | 本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。 |
| 上記以外の建物、構築物、機械装置、工具器具備品の改築・改造等 | | | ○ | 指定管理者が委託料以外の費用により、サービスの向上や効率的な管理運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件。 |

【基本的考え方】

- 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小修繕：見積額100万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、指定管理者が実施し、それ以外は県が実施する。
ただし、指定管理者からの申し出があり、かつ、県の承認を得た場合、200万円未満の修繕については、指定管理者が実施可能とする。
- 指定管理者は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入等に当たっては、原則としてあらかじめ県と協議し、承認を受けなければならない。
- 修繕等の費用の負担者は実施区分と同様とする。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、県と指定管理者で協議する。
- 「備品」とは、その形質又は形状を変えず、長期間継続して使用及び保存をすることができるもので、取得価額又は評価額が10万円以上のものをいう。